

# 磯子区制 90 周年記念 名称及びロゴの利用について

(平成 29 年 2 月 9 日改正)

磯子区制 90 周年を広く周知し、オール磯子区で機運を盛り上げるために、「磯子区制 90 周年記念」の名称及びロゴを、様々な事業やイベント、広報物や配布物などで利用することについて、下記の通り、取り決めさせていただきます。

## 1. 名称について

名称は「磯子区制 90 周年記念」とし、区内の事業やイベントなどで活用させていただきます。

例：「磯子区制 90 周年記念 ○○事業」、「○○事業 磯子区制 90 周年記念」  
「磯子区制 90 周年記念 ○○まつり」、「○○まつり 磯子区制 90 周年記念」  
「磯子区制 90 周年記念 ○○大会」、「○○大会 磯子区制 90 周年記念」

## 2. ロゴについて

磯子区制 90 周年記念ロゴは、区内の事業やイベントなどの広報物や配布物などに活用させていただきます。(ロゴは別紙参照)

## 3. 利用期間

期間は、平成 28 年 9 月 26 日から平成 29 年 12 月 31 日迄とします。

但し、事業実施開始時期が平成 29 年 12 月 31 日以前であれば、利用期間を過ぎても利用できることとします。

## 4. 名称及びロゴ利用許可

本名称及びロゴの利用については、別紙様式「磯子区制 90 周年記念 名称及びロゴ利用申請書」を提出していただくことにより、利用可能とさせていただきます。

但し、以下の条件に該当する場合は、利用不可とさせていただきます。

- (1) 政治、宗教活動又は思想的主張などを目的として実施するもの。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号に規定する暴力団をいう）、若しくは代表者が暴力団員に該当するものが実施するもの
- (3) 公序良俗に反するもの。
- (4) その他委員長が適当でないと認めたもの。

また、商品など営利活動に利用する場合は、別紙「磯子区制 90 周年記念 名称及びロゴ利用ガイドライン」に記載された内容にも承諾していただいたうえで、利用可能とさせていただきます。

なお、ロゴについては、別紙ガイドライン「4. 使用上の遵守事項」を守っていただき、データを指定 URL からダウンロードしていただきます。

## 5. 名称利用事業の広報について

名称利用事業については、磯子区ウェブサイト内で、名称利用の事業やイベント名、実施時期、実施場所を掲載し、事業名やイベント名でリンク貼り付けさせていただきます。

6. 申請書提出先

〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1

横浜市磯子区役所区政推進課内

「90周年記念 名称及びロゴ利用」担当

TEL : 750-2335 FAX : 750-2532 Eメール : [is-90thpr@city.yokohama.jp](mailto:is-90thpr@city.yokohama.jp)

7. 主催・問合せ先

主催：磯子区制 90 周年記念事業実行委員会

問合せ：広報部会事務局（横浜市磯子区役所区政推進課 TEL : 750-2335、FAX : 750-2532）

(別紙)

## 「磯子区制90周年記念 名称及びロゴ利用」ガイドライン

本ガイドラインは、磯子区制90周年記念の名称及びロゴを営利活動に関するものに使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めます。

### 1. 使用の条件

名称及びロゴを商品など営利活動に関するものに使用する場合は、以下のいずれかに該当する場合を除き、磯子区制90周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」とする）に届出の上で使用することができます。

- (1) 横浜市、磯子区及び実行委員会の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められるとき。
- (6) 横浜市、磯子区及びロゴのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると委員長が認めるとき。

### 2. 使用の届出

名称及びロゴを使用する者は、別紙「磯子区制90周年記念 名称及びロゴ利用申請書」を実行委員会に提出していただきます。

### 3. 使用期間

- (1) 名称及びロゴを使用出来る期間は、平成29年12月31日までとします。
- (2) (1)の期間は事業の運営上予告なく変更することがあります。
- (3) 実行委員会は使用期間の変更に基づく損害についてその責めを負いません。

### 4. 使用上の遵守事項

- (1) ロゴを使用する場合は、使用するデザインについて予め定めたパターンを遵守するものとします。
- (2) ロゴは、サイズの拡大・縮小は可能としますが、縦横比の変更はしないものとします。
- (3) ロゴの配色は変更しないものとします。
- (4) ロゴ又は文字の一部のみの使用、ロゴの変形、他の図形や文字と重ねての使用はしないでください。
- (5) ロゴに吹き出し、効果線、効果色などの装飾を施さないでください。
- (6) その他、必要に応じて、90周年記念 名称及びロゴ利用担当へご相談してください。
- (7) 成果物もしくは成果物の写真を90周年記念 名称及びロゴ利用担当まで提出してください。

## 5. 使用時の事前相談

商品化にあたり、事前に90周年記念 名称及びロゴ利用担当へあらかじめ相談のうえでその承認を得るものとしてください。

## 6. 使用の中止

名称及びロゴを使用する者が、「1. 使用の条件」の項目に該当することが明らかとなったとき、「4. 使用上の遵守事項」を遵守しなかったとき、又はその他このガイドラインに違反したときは、実行委員会はその使用の中止を求めることができます。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負いません。

## 7. 損害賠償

- (1) 実行委員会は、名称及びロゴを使用したことに起因する損害について一切の責任を負いません。
- (2) 使用者は、名称及びロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとします。
- (3) 使用者は、名称及びロゴの使用に際して故意又は過失により横浜市、磯子区及び実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければなりません。

## 8. その他

このガイドラインに定めるもののほか、名称及びロゴの取り扱いに係る必要な事項は、実行委員会が別に定める。



1-A



2017 祝! 碓子区制 90 周年

1-B



2017 祝! 碓子区制 90 周年

2-A



2017 祝! 碓子区制 90 周年

2-B



2017 祝! 碓子区制 90 周年

3-A



2017 祝! 碓子区制 90 周年

3-B



2017 祝! 碓子区制 90 周年